

二地域居住を可能にする政策・制度提言

(原発事故避難者全国調査にかかわる)

▽関西学院大学災害復興制度研究所 (20201127)

原発事故で避難された方々にかかわる全国調査の結果から、立法事実を集め、現状の課題を解決するために以下の政策・制度を提言します。

■提言

1. 原発避難者準市民制度の創設
2. 避難時ベーシックインカム(最低所得補償)の創設
3. 原発避難者援護法の制定と原発避難者援護基金の創設

1. 原発避難者準市民制度の創設

- (1) 二地域居住・二重の地位にかかわる、これまでの提案

高坂健次・関西学院大学教授 and

田並尚恵・川崎医療福祉大学准教(2010年) 準市民の概念提案

松本英昭・元自治事務次官(2004年) 多地域居住論

今井 照・福島大学教授(2015年) 二重住民票

金井利之・東京大学教授(2016年) 核害被災者の多地域居住(二重住民票)

山中茂樹・関西学院大学教授(2011年) 二地域居住論・在留登録制度

構想日本、飯館村長、ニセコ町長ら(2015年) ふるさと住民制度

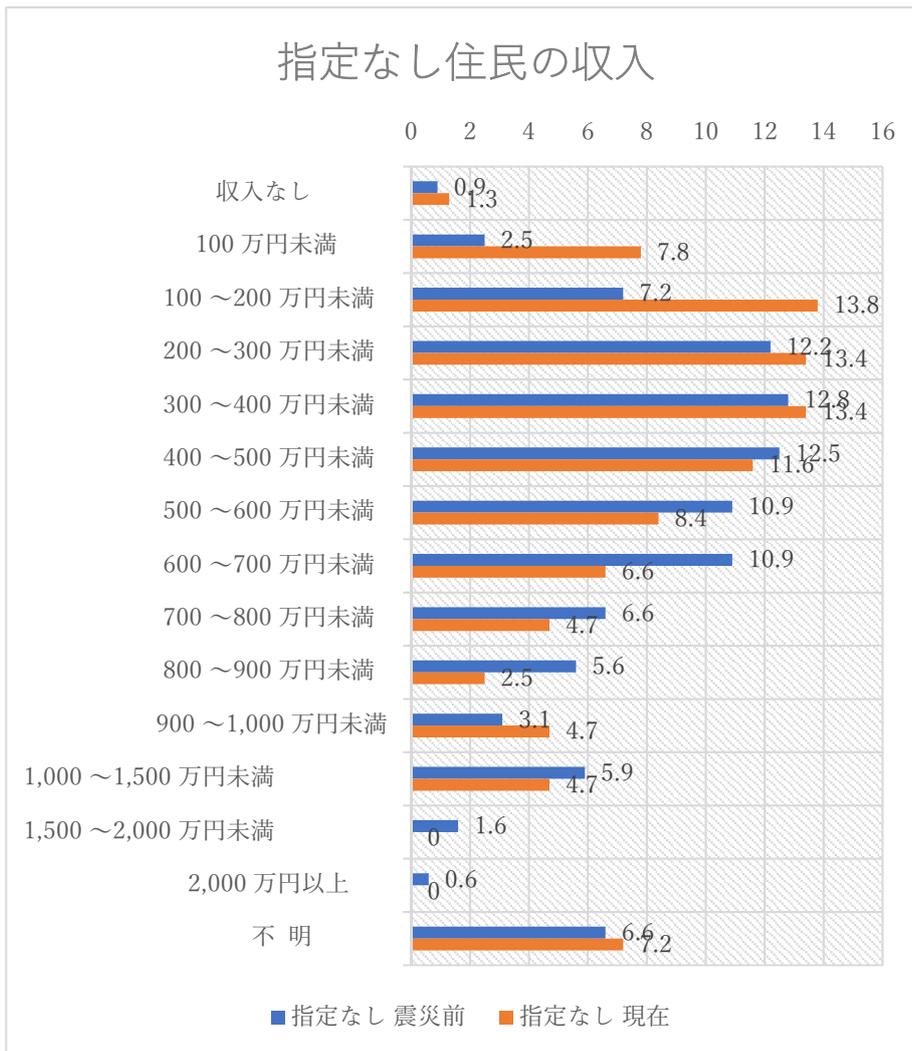
日本学術会議(2017年) 二重の地位(特例住民、特定住所移転者)

- (2) 立法事実

ア) 阪神・淡路大震災

他府県からの救援。公営住宅へ善意の入居、ところが、喜んだのもつかの間、2年たったら「住民票を移して」。民間に移ったら、「天ぷら禁止」「畳替えしない」。「帰りたいけど、帰れない」状態に。

2. 避難時ベーシックインカム（最低所得補償）の創設



※400万円未満が増えている。

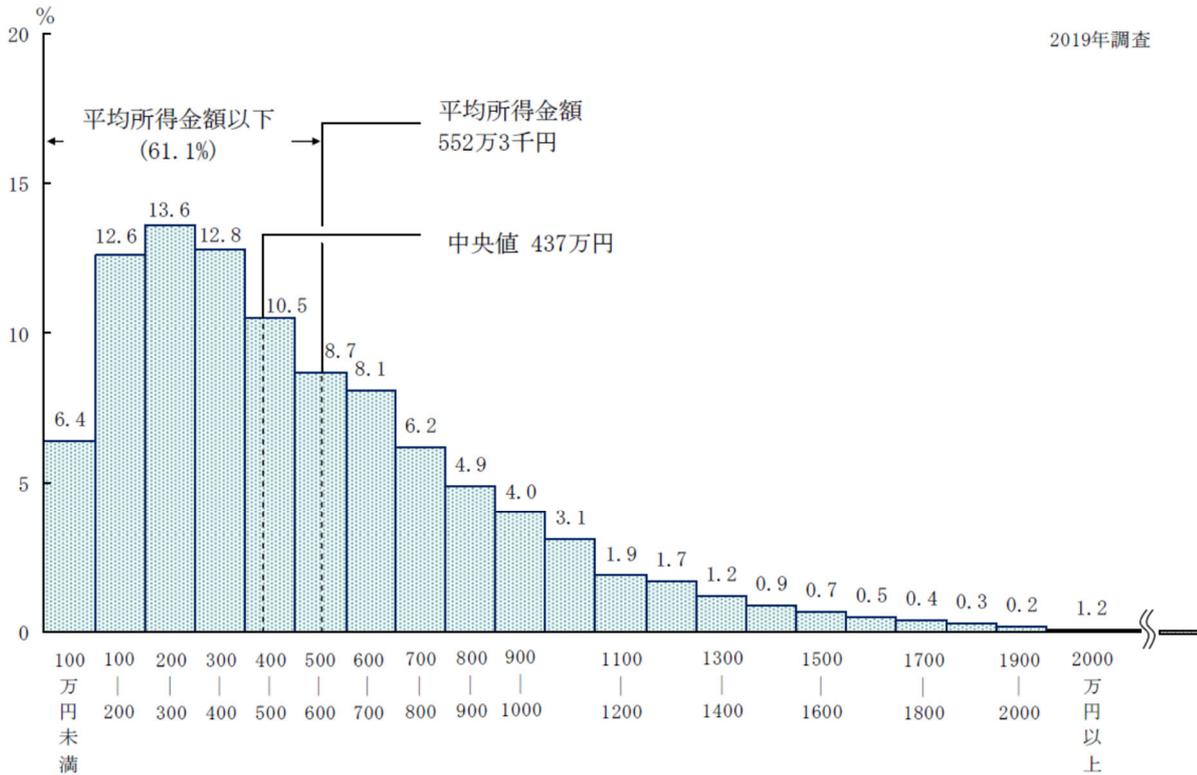
〈コロナの影響〉シーセッション（彼女の失業）・・・「影響大きい母子避難」

		400万円未満	500万円未満
指定なし(自主避難)	震災前	35.6	48.1
	現在	49.7	61.3
		14.1P 増	13.2P 増

- 区域外避難者（自主避難者）の6割が影響を受けた。
- うち、1割が失業、2割が休職に追い込まれ、5割が出勤日数や時間が減った。
- 35%が月5万円以上の減収となっている。
- 320人のうち、107人（33.4%）は配偶者いない。
- また、自主避難の女性のうち、26%が離婚か別居中。

※参考

図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布



国民生活基礎調査 (2019年)

(1) 生活保護ではなく、災害保護の制度化を

【参考】三宅村災害保護特別事業の実施について

三宅村避難島民の方々を対象として、村と都が連携して災害保護特別事業を実施することとなりました。これは、三宅島噴火災害の継続により、長期の避難生活を余儀なくされた方々に対し、避難生活が困窮状態に陥らないようにするとともに、帰島してから自らの努力により生活の再建が可能となるよう支援することを目的として行うものです。

対象となる世帯 以下のすべての要件を備えている世帯

- (1)被災日に三宅村に住所を有し、かつ帰島の意思を有する世帯 (※特に期限を決めない、ことが肝要。筆者注)
- (2)生活保護の対象とならない世帯
- (3)収入認定額が基準額以下であること
- (4)義援金、支援金を含めて預貯金の保有額が500万円以下で預貯金を預託する世帯

事業の概要：生活保護基準額を準用する基本額と世帯の収入認定額を比較して、収入認定額が基準額に満たない場合に、その不足額を申請世帯に対して支給します。

(2) 原発避難者援護基金の造成と原発避難者援護会の設立を

昭和30年代の初め、大量の炭鉱離職者が出ることから、炭鉱離職者の再就職や生活の安定を図るため、炭鉱離職者臨時措置法が制定され、この法律のもと「炭鉱離職者援護会」が設置された。この法律を下敷きにした「原発避難者援護法」（30年の時限立法）の制定と「炭鉱離職者援護会」や森永ヒ素ミルク事件での「ひかり協会」をモデルにした「原発避難者援護会」を国や東電、電気事業連合会の出資で設立し、全国避難者援護基金を造成、原発避難者の支援に当たらせる必要がある。

支援内容は以下の通り。基金の存続期間は、セシウム137の半減期30年とする。

1. 原発避難者が他の地域に移住する場合に、移住資金を支給すること。
2. 原発避難者が職業訓練を受ける場合に、手当を支給すること。
3. 事業主が原発避難者を雇用する場合に、当該労働者用の宿舍を貸与すること。
4. 原発避難者に対し、再就職のために必要な知識や技能を習得するための講習を行うこと。
5. 原発避難者の求職活動に協力すること。
6. 原発避難者が独立して事業を行おうとする場合に、生業資金の借入の斡旋を行うこと。
7. 原発避難者に対し、生活の支援を行うこと。（災害保護特別事業、ベーシックインカム）
8. 原発避難者及び震災当時胎児だった者の健康診断を行うこと
9. 原発避難者に対する理解を深めるための啓発事業を行うこと
10. その他、上記の各業務に附帯する業務を行うこと。

以上